

ルールを守った喫煙を

公共工事に従事される皆様においては、現場等の安全管理、法令順守等、御留意いただいていることと思いますが、作業員のマナーといったことにも注目がされてきています。

県の公共的施設における受動喫煙防止条例の制定や、近年の社会的な禁煙、分煙への意識の高まりにより、歩行喫煙、くわえタバコ及びポイ捨てといったタバコの取扱いについては、特に高い注目がされています。

工事箇所周辺の住民や通行人は、少なからず不自由な状況を受けていることもあり、作業員一人のこうした行為ひとつが、施工状況が優良であっても、周辺住民等に大きな不快感、不安感を抱かせてしまうこともあり得ます。

担当課ともよく調整いただき、現場に適した喫煙場所の設置や休憩時間での喫煙など、喫煙マナーの向上に、より一層御留意いただきますようお願いいたします。